

ワシントン条約第7条6項に基づく研究施設登録の制度構築に関する
検討会議〈第4回〉 議事録

2019年4月18日

●対象標本の範囲

動物の血液を対象外にしたことについて、改めて議論があった。

(結論) 前回の検討会で、「諸外国においても血液や精子の扱いは分かれており、運用開始に当たっては制度の対象外とすべき。」と合意されたことを踏まえたものである。またDNAを採るのであれば血液ではなく、死んだ標本の方が適しているとのことで、血液が対象外でも問題ないとの結論に至った。

●申請書類に記載する研究実績の範囲

助成を受けた実績のあることが、申請の必須要件であるべきかについての議論があった。資金が潤沢であるがために助成を受けてない科学施設もあり、論文発表実績を確認することで標本を研究目的で取得していることがわかれば、助成実績の有無を問う必要はないという意見があった。その一方で、申請時における審査基準を明確化のために、科研費等の助成を受けていることが必要だとの発言もあった。

(結論) 制度導入の際に、助成実績を必須要件とするか否かを事務局において検討することとなった。

●本制度を利用して取得した標本の利用の範囲

標本の利用目的は研究に限らず、教育目的での展示も可とすべきとの意見があった。

(結論) 標本は、条約の原則と矛盾する装飾、トロフィー又はその他の目的での使用を排除するような方法で管理されるべき、との結論に至った。

●学術研究実績等に関する報告の内容

制度利用の更新時期に、経済産業省に提出する報告内容についての議論があった。

(結論) 外部資金の獲得状況は報告の対象であり、また期間内に論文が出ていなければ研究実績はなしの扱いとなる。ただし、更新の要件に満たず、更新不可となった場合でも、個別に経済産業省に申請することで、CITES種の輸出入は可能である。

当日意見のあり合意された点を適宜反映させるとの了解のもとで、報告書(案)が全体として承認された。

(以上)